

別紙1

令和8年度 公共施設維持管理業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度 公共施設維持管理業務委託

2 業務の目的

公共施設の維持管理

3 契約期間

令和8年4月2日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 公共施設維持管理業務

- ・除草作業（道路及び各種公共施設）
- ・清掃作業（公園トイレ及び公営住宅等）
- ・ゴミ拾い作業
- ・枝払作業
- ・土砂払作業（道路側溝等）
- ・その他公共施設の維持管理に関する作業

5 業務体系

週5日間程度※荒天日を除く

- ・4月～9月：9時00分～17時00分
- ・10月～3月：9時00分～16時00分
(※休息時間1時間含む。)

6 委託料

(1) 本業務時間1時間当たり1,100円とする。

(2) 本業務実施時に発生する自動車の燃料費及び損料を別途支給。

7 貸与する機器、物品等

- 肩掛け式草刈り機
- 自走式草刈り機
- チェーンソー

○鎌等維持管理に必要な道具、物品

※現場への移動、また作業に必要な場合の自動車は受託者の持ち込みとする。

8 緊急時・事故等対応業務

天候の急変や不測の事態の発生、又は発生の恐れがある場合には、すぐに町に連絡を行うものとする。

9 業務に際して作成、提出するべき書面

(1) 月次報告書

翌月の 10 日前（土日、祝日の場合はその前開庁日）までに、内容を取りまとめて報告するものとする。

10 業務に際しての遵守及び留意事項

(1) 関係法令の遵守

法及び関係法令、諸規定

条例、規則及び関係例規、諸規定

その他関係する法令、例規、諸規定を遵守する。

(2) 業務の第三者委託

業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならないものとする。

ただし、あらかじめ町の承認を得たものはこの限りでないものとする。

(3) 業務にかかる損害賠償保険及び傷害保険の加入

損害賠償保険については、身体障害賠償は上限三千万円、財物損害倍書は上限五百万元、傷害保険については死亡・後遺障害は上限二百万円、あるいはそれ以上の補償内容を満たす保険に加入していなければならないものとする。

(4) 本仕様書の改訂

適切な維持管理業務の実施のため、必要に応じ、町と受託者が協議のうえ、適宜本仕様書を改訂することができるものとする。